

## 大野市木材利用基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。）及び福井県木材利用基本方針に即して、市における木材の利用促進に関する方針を定めるものである。

### 1. 木材利用の目的

県産材（可能な範囲において市産材を優先するものとする。以下同じ。）を利用することは、山村地域の林業や木材産業の活性化、雇用の場の創出につながるほか、森林の適正な管理が進むことにより、森林の保全や水源の涵養などの多面的機能を高度に発揮することにつながっている。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的に少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

これらのことを踏まえ、市では公共建築物での木造化・木質化及び公共工事での木材利用のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中大規模建築物を含め建築物全体における木材利用、特に県産材の利用を積極的に推進するものとする。

### 2. 建築物等における木材利用の方向性

みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例（平成29年福井県条例第23号。

以下「条例」という。)の主旨を踏まえ、市は県や民間事業者とともに、建築物における木材の利用の促進に努めるものとする。

また、市は、県が取り組む木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度及びふくいの木づかい企業登録制度の周知等に協力するものとする。

### **3. 公共建築物・公共土木工事等における木材の利用**

#### **(1) 木材利用の方向性**

市は、条例第5条を踏まえ、公共建築物について木造化を促すとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、土木・農林等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等含む）としての活用、さらには公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

#### **(2) 木材の利用を促進すべき公共建築物**

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

ア 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

イ 市以外の者が整備するアに準ずる下記の建築物

- ①教育関連施設（学校、幼稚園等）
- ②社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）
- ③医療施設（病院、診療所等）
- ④運動施設（体育館、水泳場等）
- ⑤社会教育施設（図書館、青年の家等）
- ⑦公共交通機関の施設及び道路の休憩所等
- ⑧その他（市の補助金、交付金等の支援により整備する施設）

#### **(3) 公共建築物における積極的な木造化の促進**

公共建築物の整備においては、3の(2)の木材の利用を促進すべき公共建築

物のうち、建築基準法その他の法令の規定及びコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則木造化するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上もしくは防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵もしくは使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物もしくは文化財を収蔵し、又は展示する博物館施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまないもしくは木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設を構成する個々の建築物において、木造化が可能な建築物については木造化を促進する対象とする。

#### **（４）環境に配慮した公共工事への木材の利用推進**

公共工事においては、環境負荷の少ない資材である木製品の利用を積極的に図ることとする。

#### **（５）公共建築物・公共工事における木材の利用の目標**

市が整備する公共建築物の新築や改築等、又は土木・農林等の公共工事等における木材の利用に関しては、原則県産材を利用することとし、さらにその木材利用に向けた取組方針や目標量については、福井県において定める県産材利用拡大行動計画を参考に取り組みものとする。

### **４．木材の利用促進のための推進体制**

民間施設を含む一般建築物における県産材の利用について、市は経済団体と連携のもと、社屋等の木造化・木質化や木材を利用した新商品開発など民間企業での木材利用の普及に努めるものとする。

市の公共建築物及び公共工事等における県産材の利用について、関係部局が連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、所管する補助事業についても、実施主体に対し可能な範囲において、木材の利用促進に努めるよう指導することとする。

## 5. 市における木材利用

市は、公共建築物の木造化・木質化、公共事業等での木材利用に努めるとともに、地域住民への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むこととする。

## 6. 民間における木材利用

市は、観光地をはじめ多くの人が利用するパブリックスペース等のほか、民間企業等が整備する3の(2)のイの建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国の基本方針、福井県木材利用基本方針及び当方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は市の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

## 7. 市民における木材利用

市民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 8. 木材利用における理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は、建築用木材及び木造建築物の安全性や建築物における木材の利用が、その利用者の心理面、身体面に作用する効果、さらには木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等を普及させるなど、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

## 9. 木材の適切かつ安定的な供給の確保

林業従事者や木材製造業者等の木材の供給に携わる者は、相互に連携し、木材の需給に関する情報の共有や木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進に取り組むなど、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

策定	平成 25 年 3 月 28 日
改定	令和 5 年 3 月 14 日